

旧資金運用部資金
 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金 } 補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 にしを付けること。

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：野田村農業集落排水事業

事業名	農業集落排水施設		
事業開始年月日	平成6年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	野田村	職員数 (H20. 4. 1現在)	1
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	940円（18年度）	公営企業債現在高（百万円）	608（19年度）
累積欠損金（百万円）	0（18年度）	利益剰余金又は積立金（百万円）	0（18年度）
不良債務（百万円）	0（18年度）	財政力指数	0.18（18年度）
資金不足比率（％）	0（18年度）	実質公債費比率（％）	19.1（19年度）
		経常収支比率（％）	88.8（18年度）

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	野田村農業集落排水事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	野田村長
既存計画との関係	第4次野田村行政改革大綱(平成17年度～平成22年度) 野田村集中改革プラン(平成17年度～平成22年度)
公表の方法等	野田村ホームページ、議会説明
基本方針	農業集落排水事業は2地区で供用開始し、1地区が今年度事業完了予定で整備を進めている。事業実施による起債残高の増加により一般会計からの繰入に依存している状況であり、処理区域内の接続を推進するとともに、適正な管理と使用料の設定により経営の健全化を図る。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	11.7			11.7

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として()書きで記入すること(以下、6において同じ。)

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水	11,700			11,700
合 計 (A)		11,700			11,700
一 般 上 記 の う ち 再 掲 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		11,700			11,700

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>平成6年度に供用開始し、平成19年度末で2地区が整備済である。また、米田地区(H15～H20)が今年度整備が完了し、農業集落排水事業の整備は100%となる。本村の汚水処理施設整備率は65%となっている。</p> <p>短期間での積極的な整備により、平成19年度末の公債費残高は608百万円で村全体の公債費残高の10%となっている。</p> <p>収支については、使用料収入で施設の維持管理費分は賅っているものの、一般会計からの繰入金に依存している状況である。</p> <p>使用料については、20年度から公共下水道と同じ従量制に変更しており、今後は使用料の見直しの検討、維持管理費等の節減により経営の健全化を図っていく。</p>	
経営課題	課 題	接続率
	<p>供用開始している2地区の接続率が83%となっているが、高齢者世帯等諸事情により伸び悩んでいる状況であり、使用料の適正な確保のためにも、未接続世帯の解消を図っていく必要がある。</p>	
	課 題	料金水準の適正化
	<p>現在の使用料単価は140円で類似団体の平均134円よりは高くなっているが、本村の資本費に係る公債費負担が大きく、使用料回収率は20%と類似団体の平均33%に比べ下回っている状況である。</p> <p>今後は、他の下水道事業とともに使用料の見直しを検討する必要がある。</p>	
	課 題	一般会計繰入金
	<p>公債費負担分を一般会計から繰入れている状況であり、適正な使用料の確保、維持管理費等の合理化による節減を図る必要がある。</p>	
留意事項	課 題	
	課 題	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	30	28	29	29	32	28	28	26	25	24	
		(1) 営 業 収 益 (B)	9	9	9	9	9	9	9	10	11	12	12
		ア 料 金 収 入	9	9	9	9	9	9	9	10	11	12	12
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他											
		(2) 営 業 外 収 益	21	19	20	20	23	19	18	15	13	12	12
		ア 他 会 計 繰 入 金	21	19	20	20	20	19	18	15	13	12	12
	イ そ の 他					3							
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	30	28	29	28	30	28	28	26	25	24	
		(1) 営 業 費 用	8	7	9	8	10	9	10	10	10	10	
		ア 職 員 給 与 費											
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	8	7	9	8	8	9	10	10	10	10	
		(2) 営 業 外 費 用	22	21	20	20	20	19	18	16	15	14	
ア 支 払 利 息		22	21	20	20	20	19	18	16	15	14		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	60	113	126	94	129	75	49	21	23	24	
		(1) 地 方 債	9	31	41	25	47	17					
		(2) 他 会 計 補 助 金	43	48	50	44	36	40	49	21	23	24	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	8	34	35	20	40	12					
		(6) 工 事 負 担 金				5	6	6					
	(7) そ の 他												
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	60	113	126	94	132	75	49	21	23	24	
		(1) 建 設 改 良 費	18	69	80	47	86	32					
		ウ ち 職 員 給 与 費											
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	42	44	46	47	46	43	49	21	23	24	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	-3	0	0	0	0	0	0		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	12.9	12.8	12.3	23.6	20.7	23.7	31.1	35.7	38.0	37.9	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	41.7	38.9	38.7	38.7	42.1	39.4	36.4	55.3	52.1	50.0	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	32.8	28.4	28.6	31.3	35.7	32.2	26.9	41.7	36.1	33.3
	うち基準内繰入金	(%)	4.8	10.5	10.0	10.0	10.0	5.3	5.6	6.7	7.7	8.3
	うち基準外繰入金	(%)	95.2	89.5	90.0	90.0	90.0	94.7	94.4	93.3	92.3	91.7
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	67.2	71.6	71.4	68.8	64.3	67.8	73.1	58.3	63.9	66.7
	うち基準内繰入金	(%)	11.6	10.4	10.0	11.4	13.9	5.0	4.1	4.8	4.3	4.2
	うち基準外繰入金	(%)	88.4	89.6	90.0	88.6	86.1	95.0	95.9	95.2	95.7	95.8
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金収入については、20年度から定額制(世帯人数割合)から、公共下水道と同じ従量制に変更となった。また、1地区供用開始することにより21年度から増額を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	維持管理費分は使用料で賄われているが、公債費負担分について一般会計から繰入れている状況である。繰上償還の実施に伴い平成20、21年度に増額となるが、22年度以降は36百万円となる見込みである。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	3地区整備が完了し、大規模投資及び資産売却等による収入の予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
地方公務員の職員数の純減の状況		平成11年度から平成16年度までに10人14.9%純減している。集中改革プランでは平成22年度までに2人3.6%純減を目標に掲げていて、平成20年度当初は1人減の54人となっており計画どおり進んでいる。 下水道事業の職員数は3名で、そのうち農業集落排水事業担当は1名である。
給与のあり方		
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月1日から給料表を国の基準にあわせたものに改定している。また、手当についても、特殊勤務手当の一部廃止等見直しを行っている。なお、地域手当については、制度はありません。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		本村には技能労務職員はいません。また本計画期間中の技能労務職員の雇用予定はありません。
退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特別昇給の制度はありません。なお、退職手当については、市町村総合事務組合で処理しております。
福利厚生事業のあり方		職員の福利厚生については、岩手県市町村職員共済組合や(財)岩手県市町村職員互助会の実施する事業と、野田村役場職員互助会の事業があります。事業主負担分は、各団体の基準に従い処理しており、今後においても適切に処理していきます。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		平成15年度から整備している農業集落排水事業について、既設の公共下水道に接続するため計画変更が承認され、建設コストの削減、供用開始後の維持管理費の削減による経営の効率化が図られた。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		農業集落排水処理施設の保守点検・維持管理については民間委託を実施している。今後さらに検討を重ね維持管理コストの縮減を図る。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保		
料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組		使用料単価は140円/m ³ と基準150円/m ³ を下回っていて、使用料回収率も20%と低い状況ですが、平成21年度から1地区供用開始する予定であり、それにより使用料回収率は平成21年度は31%、平成24年度は37%を見込んでいる。 今後は、適正な管理と使用料の設定により経営の安定化を図るため、使用料の見直しについて検討していく。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報 公開		歳入歳出予算執行状況、財産、村債の現在高、住民の負担の状況等の財政状況について条例に基づき、5月と11月に公表している。また、決算の状況についても村の広報に特集で掲載している。 今後も村財政の現在及び今後の見通しについて、21世紀むらづくり委員会や住民懇談会等で住民への周知に努めていく。
行政評価の導入		行政評価については、事務事業の効果測定による効率的な行財政運営に非常に有効な手段であり、本村では21世紀むらづくり委員会を活用した本村の規模にあった評価の方法を検討していく。
5 その他		

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	事業開始後担当職員は1名となっており変更の見込みなし。(の に対応)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金はなし。(の に対応)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成21年度供用開始する予定の1地区について、公共下水道事業に接続することにより、建設費及び維持管理費が削減となった。このことにより使用料の増収額は6,291千円見込んでいて、基準外繰出金については平成24年度で15,000千円の削減となる見込みである。(の 、 に対応)
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年間の間に実施したものに限る。)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。</p> <p>5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が半年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画2年度)	平成22年度 (計画3年度)	平成23年度 (計画4年度)	平成24年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域内人口(人)	980	965	942	928	930		930	1,260	1,260	1,260	1,260		
	A 増減		-15	-23	-14	2	-50	0	330	0	0	0	330	
	水洗便所設置済人口(人)	747	751	752	754	759		770	880	990	1,100	1,110		
	B 増減		4	1	2	5	12	11	110	110	110	10	351	
	水洗化率(%)	76.2	77.8	79.8	81.3	81.6		82.8	69.8	78.6	87.3	88.1		
	C 増減		1.6	2.0	1.4	0.4	5.4	82.8	1.2	-13.0	8.7	8.7	0.8	6.5
	有収水量(m³)	58,808	66,783	60,220	64,190	67,424		68,000	68,500	69,000	70,000	70,000		
	D 増減		7,975	-6,563	3,970	3,234	8,616	576	500	500	1,000	0	2,576	
	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	157	139	153	143	140		131	144	158	170	171		
	E 増減		-18	13	-9	-3	-17	-10	14	13	12	2	31	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)														
F 増減														
収納率(%)	100	100	100	99.7	100			100	100		100	100		
G 増減			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H 増減														
その他()														
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	9,240	9,302	9,189	9,209	9,441		8,874	9,874	10,874	11,874	12,000		
	増減		62	-113	20	232	201	-567	1,000	1,000	1,000	126	2,559	
	職員数(人)	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1		
	増減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	管理運営費(千円)	71,734	72,947	74,796	75,214	74,776		71,676	76,035	45,546	46,772	47,544		
	I 増減		1,213	1,849	418	-438	3,042	-3,100	4,359	-30,489	1,226	772	-27,232	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	73	76	79	81	80		77	60	36	37	38		
	J 増減		2	4	2	-1	7	-3.3	-16.7	-24.2	1.0	0.6	-42.7	
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	1,220	1,092	1,242	608	676		550	463	442	446	452		
	K 増減		-128	150	-634	68	-544	-126	-87	-21	4	6	-224	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	141	112	145	130	153		132	146	145	143	143			
L 増減		-29	33	-15	23	12	-21	14	-1	-2	0	-10		
M 増減														
使用料回収率(%) (E/K×100)	12.9	12.8	12.3	23.6	20.7		23.7	31.1	35.7	38.0	37.9			
累積欠損金比率(%)														
企業債現在高(百万円)	648	634	629	607	608		583	554	533	510	486			
増減														
収入の確保	使用料収入(千円)	9,240	9,302	9,189	9,209	9,441		8,874	9,874	10,874	11,874	12,000		
	改善額		62	-113	20	232	201	-567	433	1,433	2,433	2,559	6,291	
	有収水量の増加		62	-113	20	232	201	-567	433	1,433	2,433	2,559	6,291	
	使用料の適正化													
	収納率の向上													
その他()														
経営の効率化	管理運営費													
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの													
	改善額													
	職員給与と費の適正化													
	維持管理費(上記以外)の適正化 (公共下水道への接続による維持管理費の軽減)								1,301	1,301	1,301	1,301	5,204	
	うち職員給与と費中の退職手当													
	その他(建設コストの縮減)			196,000										
改善額			196,000				196,000							
計画前5年間改善額 合計							196,201							
											改善額 合計	11,495		
											(参考) 補償金免除額	3,196		

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を記入すること。

「経営の効率化」の各年度の「職員数(人)」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

「収入の確保」その他 例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

「経営の効率化」その他 例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し、技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方

料金収入について、定額制(世帯人数割合)から公共下水道と同じ従量制に変更となった。また、1地区供用開始することにより21年度から増額となり、24年度には2,559千円の増額を見込んでいる。